

後期高齢者医療制度の

保険料率が変わります

平成24年度から後期高齢者医療保険の保険料率が変わります。保険料率は、2年ごとに見直すもので、原則岡山県内均一となります。(西粟倉村を除く。)

また、保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

○岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料率(平成24年度・25年度)年額(下図)

※一人当たりの保険料は、100円未満切り捨てます。

※所得とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

(遺族・障害年金等は除く。)

※一人あたりの老人医療給付実績が、岡山県内の一人あたりの平均老人医療給付費に対して一定割合以上低い西粟倉村については、平成20年度より6年間の不均一保険料の経過措置を設け、保険料率(平成24・25年度)は、均等割額43,000円、所得割率8.57%となります。

※中低所得者の負担の軽減を図るため、平成24年度以降の保険料の賦課限度額が55万円になります。



一人当たりの保険料 (限度額55万円)		均等割額		所得割額	
		45,000円		(所得-33万円)×8.97%(所得割率)	

○保険料の軽減措置

【均等割額軽減の基準】

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。(下表)

※軽減の判定は、賦課期日現在で行われます。

※軽減割合が7割軽減に該当する世帯は、当分の間均等割額が8.5割軽減となります。

※被扶養者であった人に対する特例

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日に健康保険組合や協会けんぽ、共済組合など(国民健康保険や国民健康保険組合は除く。)の被扶養者であった人は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

ただし、当分の間特例として均等割額が9割軽減されます。

【所得割額軽減の基準】

「賦課決定通知書」の「賦課のもととなる所得金額(上部に記載している、保険料の所得割額の計算式で言うところ、所得-33万円の金額)」が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

詳しくは、保健福祉課又は岡山県後期高齢者医療広域連合へお問合せください。

お問い合わせ先

鏡野町役場保健福祉課医療保険係 電話(0868)54-2986
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の合計総得金額等が下記の金額以下の世帯
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年収80万円以下(その他の各種所得がない場合)
7割軽減※	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く。)
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数